

### 第3回船橋市行財政改革審議会 会議録

1. 日時：平成15年7月31日(木) 14:00～16:50
2. 場所：船橋市役所 10階 第3委員会室
3. 出席者：委員 加藤会長、石井委員、大西委員、鳥居委員、藤田委員、武藤委員、本木委員  
市側 砂川助役、平丸助役、平川企画部長、阿部総務部長、足立財政部長、新山行  
財政改革推進室長、林行政管理課長、高地職員課長、山崎市 ほか
4. 議題：(1) 公営企業・特別会計・外郭団体のあり方について  
(2) 受益者負担の適正化について  
(3) 全般的な事務事業の見直しについて  
(4) 市税等の確保について

#### 【議事】

会長： 第3回船橋市行財政改革審議会をこれから開催いたします。本日の議事は4項目ございます。

では、本日の審議事項の第1点目、公営企業・特別会計・外郭団体のあり方について事務局から説明願います。

市：

(資料1及び資料3～5に基づき、「公営企業・特別会計・外郭団体のあり方について」を説明)

会長： いかがでしょうか。

委員： 率直な疑問ですが、国民健康保険事業、下水道事業と火災等災害共済事業、交通災害共済事業、小型自動車事業ということの視点は別になると思いますので、順序だててやっていただいたほうが分かりやすいかと思います。

会長： わかりました。では、改革の方向として第1は国民健康保険料と下水道使用料の適正な設定、第2は小型自動車競走事業と中央卸売市場事業の今後のあり方の見直し、第3は火災等災害共済事業と交通災害共済事業の廃止、第4は外郭団体の運営についてという順で指摘されております。この順番でよろしいでしょうか。

では、第1の国民健康保険料と下水道使用料の適正な設定について。

委員： 今、国民健康保険の国民の負担が非常にあがってきています。私たちの一番身近な市行政の中での国民健康保険は、福祉という観点から少し考えなければならない部分があるようにも思われます。資料によりますと、高齢者保険すなわち老人保健医療の部分は別になっていますので、それは別に考えてよろしいのか。だとすれば、老人保健医療の部分は別として、そのほかに船橋市として、福祉という観点から国民健康保険事業がこのように繰り出しが多くなっているという要素はないのでしょうか。

市： おっしゃるように本市の応益負担と応能負担の割合が、24～5%と75～6%ということは、福祉的配慮ということが基本にあったというように認識しております。

それから、老人保健医療ではなく、国民健康保険だけで議論していただいてもよろしいです。今の仕組みでは、老人保健というのは、国保に加入している人が国保の財源から拠出金を出して、70歳以上の方たちの保険制度を設けているという形になっていますので、今回国保という大きく

りの中で特別会計だけの議論をしていただいてよろしいかと思ます。

委員： 福祉的配慮があったということですが、今度は福祉的配慮を少し減少するとか、そのような考え方を入れたいということでしょうか。

市： かなり厳しい財政状況になっているということも事実ですから、国がいうように応能・応益の負担割合を 50%対 50%ということは考えておりませんが、今までよりは若干応益を上げていく。決して福祉的配慮をしていないということではなく、本来の国保の考え方というのは、応能・応益 50%の中で負担軽減をした場合には法定繰り出しをしていいですという制度ですので、ある程度サービスを受けている方からも取っていくという考え方もあるのではないかという検討でございます

委員： どうして 15 年度の予算がこんなに飛び抜けて多くなっているのかということと、11 年度から 14 年度までの数字については、それほど伸びているというよりも若干下がってきているというような印象を持つのですが、15 年度が上がる理由はどこにあるのかということ。それから、15 年度が平年並みであるならば、11 年度 12 年度も同じような数字なのですから、もっと早くに対応すべきだったのではないかと思われるのですが。

市： 資料には予算額を計上しましたが、実際の平成 14 年度の繰り出し金は約 28 億 9,000 万円程になってしまいました。最近伸びてきています。

委員： 14 年度も 15 年度も予算額で出ていますので、14 年度の決算額で見れば 29 億円ですから、15 年度も 35 億円ではなく 40 億になってしまうということも考えられませんか。

市： 14 年度 3 月の最終補正で 23 億円の予算を 28 億 9,000 万円に増やしました。同じ時期に 15 年度予算を組んでいますので、当初予算は今の状況から行けば 35 億円くらいになるのではないかという判断です。

委員： 病気になるうとなるまいと所得に応じて保険料を払う部分と、病院にかかって実際に自己負担分を払っていく、それが一定の金額を超えた場合には補填をするというのが応益分。応能というのは最初の保険料の部分ということですか。

市： 応能も応益も保険料の部分です。保険料は、応益に該当する部分は市民税の均等割、応能は市民税の所得割で、その合算で掛けているという形になります。

船橋市は、所得割の部分が他団体に比べて高いという事実がございます。

委員： その辺の数字を出してもらったほうがわかりやすいと思ます。

市： 市川、松戸、千葉、船橋の比較をいたしますと、2 人世帯をモデルにしたもので収入が 0 の人の場合、船橋市では所得割が 0 円、均等割が 17,560 円、千葉市は 0 円と 21,980 円、市川市は 0 円と 19,680 円、松戸市は 0 円と 22,480 円となっております。手元にある資料で一番高い階層の、収入が 500 万円以上の人の場合、船橋市は所得割が 285,760 円と均等割が 43,900 円、千葉市は 222,230 円と 54,960 円、市川市は 244,140 円と 49,200 円、松戸市は 284,830 円と 56,200 円となっております。

船橋市は、収入無しから 500 万円以上のところまで、均等割部分は他団体に比べて安く、所得割部分がかなり高くなっています。

ちなみに国の基準では所得割の応能負担と均等割の応益負担の割合が 50%対 50%ですが、県内平均では 66%対 33%、国平均では 64%対 36%となっております。

委員： そうすると、所得割を少し減らして均等割を増やしたいということですね。

市： 一つの考え方ですが、均等割すなわち応益部分に関しては国・県の財源がついてきます。

特定財源である国・県支出金が充当されて一般会計から繰り出す形になります。ですから、会計の中で不足する部分は繰り出すという形になりますけれども、同じ赤字でも、応益部分での繰り出し金は特定財源がつかますので、応能・応益の割合を変えることによって、特定財源がつく法定繰り出しが増えてくるので、トータルとしての税の投入というものがあ程度抑制できるのではないか。

国保については最近年間 7,000 人くらい人数が増えており、決して減ることがない中で、市の財政状況を考えますと、どの辺にその割合を持っていくのかというのはありますが、やはりある一定の部分に移行すれば一般会計の負担、すなわち税等の投入はある程度少なくなってくるのではないかということは予想されます。

委員： そうすると、一般会計から国民健康保険事業への繰り出しの縮減額の目標は設定されているのですか。

市： 今あらゆる見直しを図っていて、今回審議していただいている中の材料の一つですので、どの辺が適正かといったところは今のところ持ち合わせておりません。

委員： そうすると、委員会でそういうことを言った方がいいということですか。

市： 私からは何とも言えません。

会長： 意見として出しておくということは必要かもしれません。

委員： しかし、このようにしたらこのくらい減るとかいう試算を入れておいてくれないと、何とも言いようがありません。

市： 確かに基礎数値がないと方針も出ないということはわかりますが、これがいいのかというのはなかなか決めづらいです。例えば応益を 5% 上げればいいのか 2% 上げればいいのか、その辺は何とも言えません。シミュレーションが現在できておりませんが、ご勘弁願いたいと思います。

委員： そうするとどういう結論にすればいいのでしょうか。縮減に努力せよ、そういうことですか。

委員： 縮減に努力するといってしまうえば一番簡単で私どもも楽ですが、それでいいのでしょうか。例えば、応益の均等割部分を上げるということは、所得があろうとなかろうと全部負担するということですから、まさしく福祉を直撃する部分です。それを、私どもが「このままでよろしゅうございます。努力せよ。」ということだけでよろしいのでしょうか。

委員： アンバランスが大きすぎるからというのはわかりますが。ではそれをどのくらいにしたらいいかというのは、難しいでしょうね。

委員： 「24～5%対 75～6%という比率を変えていこう。国では 50%対 50%という基本があるわけだから、これを変えていこう。」という気持ちはわからないではないし、応益分の比率を増やせば確かに繰り出し金は少なくなるだろうと思いますが、この部分については収入があろうがなかろうが、それだけの負担力があろうがなかろうが全部徴収するので、具体的にこれから各論で検討する中である程度低所得の分についての歯止めをかけられるかも知れませんが…。難しいですね。

会長： 意見書としてまとめる場合には、各委員から出されている数字をどの程度まで具体的にすればいいのでしょうか。

市： ちなみに 13 年度で応能負担と応益負担の割合が、千葉市は 62%対 38%、市川市は 67%対 33%となっております。各市がまったく福祉の配慮をしていないのかということそんなことはあ

りません。

福祉的観点を無視して千葉市並みにするという話ではありませんが、ある一定のバランスの検討は必要ではないかと認識しています。今の船橋市の状況を考えると、そうした観点到立たないと財政的に厳しい状況にあるということも斟酌していただきたいと思っております。

委員： もちろんそれは分かるつもりです。ただ「国民健康保険の加入者に納得してもらうものとしては少し論理が弱いのではないか。」ということを行っているのであり、そういう説明をせずに「周りがそうだから。」というだけでは、実際に繰り出しがいくら減るのかという数字を出してなくて、「減るはずです。」だけでは説得力は弱いと思います。

市： 誤解があっては困りますが、繰り出しが減ることはありません。全体の加入者数が増えていますので、繰り出し金は当然増えていきます。ただ、このままの増え方で行くと税金の投入があまりにも多くなるのではないかと。

一つの議論として、国保だけにあまりに税金を投入するというのはほかの健康保険に入っている人からすればおかしいのではないかと議論があることも事実です。

ある程度福祉的要素は堅持しながらも、そういったことをしていけないと、このままいきますと税金の投入が今後かなり予想されてくるということだと思えます。

委員： それでは、今の金額というよりも、予想される金額をいかに縮減するかという話です。絶対値が減らないということが確実ならば、無理に絶対値を減らせとはいいません。

市： それは何とも言えませんが、少なくともここ数年来年間7,000人くらいずつ増えてきているというのは事実でございます。

その中で、トータルとして税金の投入が増えていくことは致し方ない部分もありますが、法定繰り出しの部分に関しましては国・県からの補助が出るという形ですので、応能・応益を変えることによって、少しでも国・県の補助金を獲得できて、今のまま増やしていくよりは一般財源の投入の仕方が少ないということではあるのではないかと思えます。

委員： 負担率を変えることによって国からの補助金が出てくる可能性があるということは、繰り出し金が少なくなるということではないのですか。

市： いえ。繰り出し金が少なくなるということではなく、国・県の特定期源が入ってくるようになるため、市の一般財源の持ち出しが少なくなるということです。

会長： 非常に重要な課題なので意見が活発に出ましたけれども、ほかの議題も消化していかなければなりませんので、今承ったことを事務局で踏まえまして、最後に整理する時に具体的に出していただいて、そこでもう一度検討するというにさせていただきたいと思えます。

委員： では一点、今の補足ですが、保険料については医療費が高くなっているからなのですが、岩手県の沢内村が最初に老人医療費の無料化をやった時に、保健政策を徹底的にやって老人医療費がぐっと下がるので無料化できた。東京都は、保健ということを充実させずに医療費の無料化だけを持ってきたものですから、ものすごい赤字になったわけです。

これはお年寄りの部分ですけれども、一般的に国保ということ考えた場合に、保健事業というものをしっかりやっていくことによって医療費を下げっていくという努力をしないとい、やはり財政のメカニズムだけで望ましい方向ができると考えては間違いだと思えます。

むしろ保健事業をしっかりとやることによって医療費を縮減して、一般繰り出しを下げっていくという努力が必要なのではないか。もちろんそれはほかの国保の担当や保健の担当でやっているとは思いますが、そちらが主ではないかと。

市： そういう側面も非常に重要だと認識しておりまして、寝たきりにしないような形の予防的な側面といったことにも船橋市としては積極的に取り組んでいるということは、お含みおきいただきしたいと思います。

委員： 基本的には国民健康保険事業は、料金制度そのものにもう無理がきている。そこが原因だと思います。介護保険も同じようなことで、当初の見込みからものすごく介護度の需要が上がってしまった。そうすると今の負担を20歳まで下げようとかいろんな声が出てくる。下げれば、料金とはいいながら結局目的税と同じ形に近づく。

国民健康保険も収入のない人が多くを占めてきた中で、その人たちにどのくらい料金負担をさせられるのか。どの市も全部繰り出し金でやっている。税負担制度にある意味では近づいている。そういう中で、全体としての低所得者の負担はどの程度が適当なのか、トータルでは近隣とはどうなのかとか、市の財政負担はほかに比べて一人あたりはどうかとか、いろいろな資料の検討の中でまだ低いということであれば少し応益を増やしましょうと…。ただし、本当にそれすら出せない階層の人への手当てはどうするのか、そういうことをきちんと理論付けないと…。確かに今の制度では国庫負担金が出てきて基本的には市税の負担が少なくなるけれども、はたして本来国の言う50%対50%がいいのか、そこまでさかのぼるような性格を今の国保事業は持っていると思います。

その辺をきちんと煮詰めた上であれば、手当てをした上である程度シフトさせることは考えたほうがいいのかと思いますけれども、その辺が分からないところがありますので。

市： 確かに国保は、昔は農業者とか自営業者といった人たちの保険という性格が強かったと思いますが、その方たちが高齢化してきて、職に就いていない人の割合が非常に多くなってきているといった面は十分認識しています。そういう面をないがしろにしているということではなく、こういう方向の考え方にならざるを得ないのではないかと。

ただし、その時には一人あたりの繰り出しの赤字分はどうか、他と比べて法定繰り出し分はどうか、それらの比較の中で総合的に考えていきたいとは認識しております。

会長： 9月2日に意見書の草案が出来上がりますので、それまでに今のような指摘を踏まえた形で解説を入れておいていただければと思います。

次の下水道使用料の適正な設定も同じような性格のもので、9月2日までに詳しい資料があれば付け加えて、審議の材料にさせていただけるようにしていただければと思います。

その次の小型自動車競走事業と中央卸売市場事業今後のあり方についていかに見直すかということについて、考えがあればお出してください。

委員： 下水道事業については、国民健康保険事業と同様に基礎資料をいただいてということですね。

会長： 最終案を出していただくときに資料を出していただいて、もう一度そこで検討してはどうかというのが私の判断です。あるいはその前に出していただいて最終案を作成するまでにご検討願うのも一つの方法かと思えます。この場では資料が出そうもありませんので…。

委員： しかし、少し議論しておかないと、ここで適正料金というのは料金値上げということですから、それをこの委員会として、一委員として私は提言できません。

現在の数字がどうかとか細かい資料がなくて…。

会長： 細かな資料は今用意できないわけですね。

市： はい。

委員： それではそれが出てきてからで。そうでないと、これだけではとてもではないですけども、「料金値上げはいいのではないか。」とかいえないと思います。

市： 国民健康保険事業と下水道事業のシミュレーションした資料を作らせていただきます。

委員： 資料についてですが、幹線が入っている所の面整備を重点的にやるというのはいいいことだと思います。

それから、幹線が入っていない所は大型の合併浄化槽でできないのかどうか。それができれば、その敷地も広場とかいろいろ有効利用できます。今やっていない所、手をつけられない所でそのような転換ができないのかどうか。その対下水道との費用負担はどうなのか。

それから、船橋の場合単独事業が多い。これが単独でないとしたらどのくらいの負担ですむのかということをやっておく必要があるのではないか。

会長： 今のご指摘のような資料も用意できますか。

委員： 合併の資料は難しいと思いますけれども。

市： 合併浄化槽の話になりますと、実際にどうなのかというのは非常に…。下水道の所管課と相談してみますが。面整備でどのくらい使用料が見込めるのかといった資料は比較的容易に出てくるとは思いますが、委員のおっしゃるすべてを出せるかは自信がありません。

委員： もし概算でも分かるようであれば。

委員： 現状は厳しいと思うし、やっている方の結論がすごくよく分かって私はいいのですが、それを説得するにあたって、「実はこういうことでこうなのです。」というのが見えるものをご用意くださいということで、その辺の工夫かなとも思います。市民が理解できる形が一番いいと思います。苦労はわかります。

会長： 用意していただく意見書の草案の密度を高めるために、資料を整理して提示願えればと思います。

次の小型自動車競走事業と中央卸売市場事業についての今後のあり方についてはいかがですか。

委員： 資料を見て驚きましたが、平成 13 年度決算の赤字が 5,170 万円であったものが、14 年度の決算では 2 億 4,600 万円ということで、累積赤字かもしれませんが変わらずか 1 年間で約 5 倍になっています。

市： これは累積です。累積としてもあまりの額で驚かれたのでしょうかけれども。

委員： 1 年で 5 倍になるというのは、市民感覚ではよく分かりませんが。

市： 売り上げ自体の大幅な減が大きな要因です。ちなみに入場者数が、平成 4 年度は 616,000 人程でしたが、13 年度は 275,000 人と半分以下になってしまっています。

市： 人数は半分以下ということですが、売り上げはピーク時の平成 4 年ころで 400 億円を超えていましたが、今は 100 億円程となっております。コストダウンはかなりやっておりますが、それ以上に売り上げの落ち込みが大きすぎて赤字幅が拡大しています。ただ、13 年度は繰り越し金がありましたので、それとの合計で 5,000 万円の赤字であり、ですから単独では 5 倍ではないということです。

市： ちなみに、平成 9 年度から単年度収支では赤字となっております。その辺を繰り越しなどで何とかしのいできたものが、延々とたまってきてしまっているという状況です。

委員： それまで稼いできた分を全部放出してしまったということですか。

委員： 10 年間で入場者数は 3 分の 1 に、収入も 4 分の 1 になってしまった。その背景というのは景気でしょうか、それとも社会的な別の要因があるのでしょうか。というのは、小型自動車

競走事業というのは言ってみれば商売です。これは商売として考えてよろしいのか、別の、市民という観点から検討しなければならない問題があるのか。

委員： てこ入れして増収が図れるものかどうか。何をやっても赤字になるなら、小型自動車競走事業が市民生活にとって必要なものかどうかということです。船橋市民として行政サービスを受けるに値する必要なものならば赤字予算でもやっていただかなければならない。私は必要とは思えませんが、当然赤字ならやめなければならぬということで、結論は簡単です。

市： 公共団体がやる収益事業ですから、収益を一般会計に貢献させて、市民サービスの向上を図ることが目的です。ただし平成9年度から赤字になっている。現段階では議会の承認を経て経済産業省に改善計画を出しており、その推移を見て改善が図れるようならどうするかということです。

儲けがない以上市民にとってどうかというご意見ですが、それはおっしゃるとおりの話にならざるを得ないと認識しています。

委員： やめるにはどのくらいコストがかかるのですか。

市： 非常に難しい話で、まず従業員関係の話があります。そのほかに施設を借り上げたりという状況になっており、その辺の数字はまだない状況です。

最近地方競馬なども廃止になっているという状況もありますので、改善計画を見て最終的な判断をせざるを得ない状況に来ているのではないかと思います。

委員： 民間の論理で言えば、採算が合わなかったらやめるというのがあたりまえです。増収を図れるならやる、図れないならやめる。そんなところに私たちの高い税金を、その人たちを養うために投入されたのではたまらないというのが市民感情ですね。

委員： やめるのにどのくらいかかるのか、想像がつかないと説得力がありません。「こんなにかかるんだ。」となればまた考え直さなければいけない。

もう一つ、私は入場者数よりも売り上げだと思いますが、市では理由をどう考えているのか。そうしたらそこに改善するという積極的な構え方もあるので、それができるものか。

それから、やめるのにどのくらいかかるかを示していただければ…。私たちも理解したいし、改善策を考えたいと思います。

市： やめるのにいくらかかるかという積算は、担当課でもできていない状況です。

委員： やめるのにお金がかかるから、やめるのをやめたというのは、おかしいです。片方で赤字がどんどん出ていってしまいますから。民間の論理ではそういうのはありません。

市： おっしゃるとおりです。

委員： ただ、今の経済では補償を出せない、出し切れないということもありませんか。

委員： 赤字をどんどんつぎ込むのであれば、分割払いでも何でも出せないのかとか、いろいろ考えてしまいます。

ただ、やめるときの補償にも絡みますが、場を借りている借り上げ料の検討を十分しておかないと、今の借り上げ料が補償の基礎になってしまっているのかということもあります。固定資産税とかいろいろな民間の事業の建物や工作物の賃貸料との比較の中で、もっと相手に下げてもらう余地があるのではないかとすることをきちんと整理しておく必要があると思います。

市： それはこの審議会の期間中には無理な話だと思っています。

会長： およその数字だけでも出していただければと思いますが…。

市： 申し訳ありませんが、やめる場合にいくらかというのは、この議会で改善計画を出した

ばかりですので、今すぐに具体的な数字というのは出せないのが実情です。

今の意見を聞きますと、なんとなく皆さんの総意というのが見えてきた気がします。

委員： こういった計数的な裏付けを持って議会で改善計画を承認していると思います。こういった議論が十分された上で改善計画を承認されたのでしょうか。

市： そのはずです。

委員： 小型自動車競走事業について、市民のイメージとしてはギャンブルの一要素であり、「こんなに赤字なのにまだ何らかの形で手を出そうという意識もあるのか。」ということが、私からは遠い感覚でした。民間の論理ならこういったものはすぐ改善しなければならない、即廃止といった早急な結論になってしまうのかもしれませんが、今まで多大な貢献をした時期もありますから、すぐストップという形ではなく、今後のいろいろな段階を経て縮小や廃止の方向に行っていたらいいと思います。

国民健康保険についても、応益負担分の均等割が他市に比べて低いということを知りませんでした。私も、負担していただきたいと説明があれば負担できるし、収入が限られていてもできるはずだと思います。

ただ、こういった説明がなくて行財政改革の一環として国保の見直しということでこられると、少し違うかなとも思いますので、その辺の説明を十分していただいて…。すべて物事を変えていくというときはまず現実を理解しないと変えられません。現実を説明していただければ、市民として素直に「お互いに分かち合いましょう。お互いに協力し合いましょう。できる範囲のことは十分やらせていただきます。」という気持ちになると思います。

市： 資料のシミュレーションや比較が足りなかったということですので、早急に用意して改めて提示させていただきたいと思います。

会長： では、もし可能であれば先に資料をいただいておいて、9月2日の取りまとめの時にもう一度検討させていただくということにしたいと思います。

中央卸売市場事業の今後のあり方の見直しについて何かございますか。

委員： 小型自動車競走事業は、見直し程度ではもう限界が来ているのではないかという印象を受けましたが、中央卸売市場事業については、今後のあり方を見直すことによって改善の余地がありはしないかという気がいたしました。例えばオープンマーケットのような形に変身させていくとか、見直しが可能かなという気がしました。

委員： オートレースと市民の台所とは性格が違います。オートレースは市民生活に必要なのかどうかといえば、ほとんどその趣味の人以外は不要です。市民の台所のほうは、生活に直接かわるのかどうか。現実は大形店が直接買い入れてしまって、市場の役目がどんどん低下している。それを果たしてこ入れして流通を変えられるかという問題もあるのでしょうか。ただ、二つは性格が違うと思います。

委員： 質問ですが、総合計画の時に、市場を移動して違った形の展開を試みたらどうかという意見が出ていたような気がします。それと、今の市場の跡地をほかの目的で利用できないかといったことを市民の話で聞いたりして、その時に「市場はいつ移動するのですか。」と逆にお聞きしたことがあります。その辺はどうなっていますか。あくまでも市民のうわさですか。

市： 具体的な計画として市場の移転という話は出ていなかったと思います。ただ、一般的な話として、市場は海側のもっと交通の便がいいところにあった方がいいのではないかと、千葉や大井などずらっと東京湾岸に大きな市場があり商圏が重なって海側に出ても太刀打ちできない



ので、もっと山のほうに行って商圈を別の方向へ拡大すべきではないかという議論が若干あったことは事実ですけれども、具体的にどうこうしようという話にはなっておりません。

委員： では現実を見据えて意見を言わせていただきます。民間でしたら、企業努力をして市民にもっと活用していただけるようにするのが普通だと思います。先日市場をのぞきましたが、残念ながら活気があるとはいえませんでした。今指摘されたように大型スーパーで手に入る時代で、お店の人も随分撤去しているという話があり、やっている人たちがあまり意欲をお持ちでないのかなというように感じました。

今までどおりの、人的にも財的にも援助をするのであれば、内容を大いに改善していただけるといいなと思います。

委員： 築地は今の所が狭くて大きな所へ移るといいます。市場も一般小売りは入れないといわず、場外市場を周りに置くとか活性化を図れば…。かつては小売りをいじめるからやめようということでしたが、今は小売りが死んでしまってスーパー相手でしょう。スーパーが相手なら遠慮することはありませんから。市民が行って楽しめる、場外市場を含めた市場の活性化はできると思います。

委員： トルコもサンフランシスコもオープンマーケットがあんなに盛んなのですから、オープンマーケットにしたら市民も来て活気が出ると思います。

会長： 先程の市場を移転するという点に関連しまして、ご意見をうかがいたいと思います。

委員： これは民間の発想です。市場を動かすとあの広大な土地をもっと有効利用できるということ。ですがあそこへ市場を集めるために、大変な反対があってやっとあそこへ移ってもらったわけですから、もう今さら移ってくれとは言えないということです。

委員： もっと景気のいい時に、「駅から近くて一等地で、こういうところに市場はいらぬ。車で行くのだから。」ということで、むしろ逆にあの土地を積極的に生かそうということでしたが、今はまったく変わりました。

ただし、農水産祭をやると市民がかなり集まるということは、一つの形ですからそれも努力。しかし、市場は市民を集めてというようなことで続くものではありません。大企業がここからは仕入れなくなったという経済的なかなり厳しい問題がありますので、両方をしないと。ただ市民が行った、市民を集めたから市場が良くなるかというものでもないし、また逆にそのことも必要です。経済部の問題かと思えます。

委員： 私は、市場に小売りの要素をどんどんということにはあまり賛成しません。これからどんどん高齢社会になった時に、小売店が身近にあってすぐ使えて、歩いて行けるというのが好ましいと思います。高齢者同士が杖突きながらどこかの大型店に行くしか買い物の要素がないという社会というのは、少し変状ではないか。

市場という一つの施設の中でやった時に、近所の人に来て、または安いからといってわざわざ遠くから来れば、その周囲の小売店が影響を被る。その時に市場自体が活性化しているようだが、どういうところを市場事業の収入として取り入れるのか。小売店の売り上げに対する何かをもらう、場所代とか売り上げに対する何かの対価ももらう、そういったいろいろなシステム作りを新たにした上で、なおかつ小売りをそういった形で減らしていった方がいいのか。

年に何回かバザールとかをいろいろなものを作って、市場というのはこういうものですよ、という中で知らしめるのはいいかもしれないが、基本的な小売り事業そのものを、市場の中で盛大に活性化するということは本来の市場の機能とは違うのではないか。

委員： 反論するようですが、もっと視野を広げて…。

船橋名物というものはありません。船橋には駅がたくさんあるのですから、市外から市場に買いに来させればいい。みんながあそこのマーケットに行こうとか。私も楽しみで築地の場外市場へ行きますから。そうすれば船橋名物になると思います。今はどうかわかりませんが、船橋の市場は県内では有名なほうで、大きいほうでした。ですからそれをもっと活性化して、市外からも、県外からも人を呼ぶような形でできないものでしょうか。

委員： それを市場会計とどう連動させるかということです。市場会計への繰り出し金が多い。今は産直だとか、大型デパートが直接生産地から仕入れる、それで市場を通さないケースがこれからも増えていくと思います。でなければインターネットでやり取りするような経済形態になる。船橋名物としてやってもいいけれども、それをどのように市場会計の中に取り込むのか、小売りをやったら、売上高のいくらかを市場の費用の中に入れますよとかそういうものを積みながら、やるのであればやっていく必要がある。

委員： 卸がだめな分を小売りで稼いで赤字を減らしてもらおうということです。

委員： 市場としての機能も大事かもしれません。事実そこに小売店が仕入れに行っていますから。今流通革命といわれるようにこのように変わっている社会の中で、依然として卸という観点だけで機能させていったのでは、だんだんジリ貧になってしまうであろう。市場としての機能を持たせながら、やはり社会の変化に対応した市民が利用できるオープンマーケットのような機能も考えていく。こういう方向で今後のあり方を見直すという部分に基本的に賛成です。

委員： 利点として、駐車場がすごくあるということ、日曜日が休みであるということは市民活用には考えるべきところはあるかもしれません。

市： オープンマーケットというお話がありましたが、船橋は中央卸売市場といいまして、市場法の厳しい制約を受けており、本来小売りというのはできません。卸売会社というのは産地から買い付けができません。産地の荷物を預かってきて、そこでせり売りをしてせり売りのマージンを取っているだけです。自分のものを売ることはできません。その下に仲卸業者というものがいますが、仲卸業者は卸が扱ったもの以外を売ってはいけません。ですから卸から買わなければいけない。そういう縛りが相当あります。

築地の場合も本場と場外というのがあり、場外は一般の客が入れますが、場内には基本的に入れないというシステムがあります。

それを組み合わせができるのかどうかというのは難しいところです。

委員： 赤字の部分を小さくして儲かる部分を大きくして…。

市： 今の卸を小さくすればするほど今度は集荷力がなくなります。委託販売で、生産者は「あそこなら売れそうだからあそこに持って行って売ってもらおう。」というシステムです。客がいないうちに持っていても売れませんか、生産者は荷物を出してくれなくなります。ですから市場全体として、仲卸の販売力をつけないと厳しい部分があるかと思っています。

委員： そうすると、なくなるということはいらないということですね。いらないものならなくして、小売りのマーケットにしてしまってもいいのですよね。卸をやめてもらって。

市： 中央卸売市場から一般の卸売市場に変わるという話はあるかもしれません。

委員： なぜ船橋が市場を持っていないかといくと、船橋の小売店が、今船橋の市場まで行けば仕入れられるものを築地や千葉や松戸へ行けば、それだけ経費が余分にかかります。やめられないというのは、市場はそういう私経済の中の大きな役割をしていますから、市が

経済政策的な意味を含めてやるのであれば、流通が変わった中である程度の持ち出しは確保しなければいけないのではないかと。その中でどのような内部的改善ができるかは、検討するしかないのかなという気がします。

会長： 資料にありますように、「定例的な市場の開放等、活性化に向けた検討」というのは非常によくは分かりますが、中身をどうやってつめたらいいのか、あるいは資料をいただく過程でその話が煮詰まっていくのかどうか、これはなかなか難しい問題です。非常に大胆な案あるいは修正案などいろいろ出てきていますが、それを一歩でも前向きにそして市民寄りに考えていけるような資料を準備していただきまして、9月2日の意見書の草案を作ります時にご提示願えればと思います。いかがでしょうか。

市： 検討させていただきます。

会長： 第3番目としまして、火災等災害共済事業特別会計と交通災害共済事業特別会計について事業の廃止を検討してはどうかということですが、いかがでしょうか。

委員： こういう保険事業は民間でもだいが出てきたし、火災については持ち出し分もなく、交通については960万円くらいでたいした金額ではありませんが、おそらく利用者が減っているということが根本にあると思います。民間でできる保険事業ですし、これがないとやっていけないという人はいないでしょうから、この際はっきりとやめていくという方向で検討していいのではないですか。

委員： 賛成です。

会長： ではその方向で検討していくということで...

第4番目、外郭団体の運営についてということですが、経営体質を強化し、自立を促して、市からの人的、財政的支援を少しでも抑えていこうということですが、いかがでしょうか。

委員： 資料で役員数と職員数という欄があり、役員数がかなり多い。職員数より多い団体もあります。団体の機能からこうなるのかもかもしれませんが、市民感情から、「こういうものかなあ。」と思いますが、いかがでしょうか。

市： 医療公社の場合は、役員の半分は市の職員が理事を兼務しています。例えば医療センターや健康部、福祉サービス部などが関連しており、全体の経営にあたっては関連各部が無報酬で参画しています。

生きがい福祉事業団は、高齢者に職業を斡旋していますが、自連協、医師会、民生児童委員、身体障害者福祉会など、いろいろな方が集まって高齢者などの職域がどうあるべきかを検討していますので、それぞれの組織にあった方々が必要によって集まっているというように考えております。

なお、法人からの給与の受給者は、医療公社、生きがい福祉事業団、公園協会、中小企業勤労者福祉サービスセンター、文化・スポーツ公社、福祉サービス公社に1人ずつです。

委員： そうして見れば多い数字ではないですね。

委員： 一般的に役員というと、給料が出ていると思ってしまいます。市の方は構成メンバーを知っていらっしゃるけれども、その辺のところに誤解を招かないような説明文を入れたほうが分かりやすいと思います。

委員： 15人、16人とかこんなに天下りしているのかと思ってしまいますから。

市： 基本的には公益法人ですので、県の指導等があり、市の職員があまり多いと第2市役所のようになってしまいますので、なるべく利害関係のある方などの意見を聞いて運営するという

ことで、無給の方ですが、どうしても役員の数が増えてしまいます。

委員： 市が本来やるべきことをこうした財団に移して 100%委託してやっているということもあるでしょうけれども、業務の内容で本当に市が続けていくかどうかという観点で考えて、例えば文化・スポーツ公社は建て替えの時に PFI という手法で民間に任せたりできると思います。維持していただくですとこういう財団法人に任せるということになりますけれども、今度民間企業でもよくなったわけですから、株式会社にして役所の資産として運営すると料金設定とかいろいろ問題がありますが、そこは少し工夫しながら、もっと民間的にできるものと、役所としてやるべきものというように、仕分けをつけながらやっていかないと。一律ではなくて業務に応じて考えたらどうかと思います。

市： 外部監査があり、管理委託をしている施設で本来その施設の運営にどのくらい経費がかかるのか、それが本当に今の市の決めた使用料と一致しているのかを検討したいという話がありますので、今までは市が決めた値段では赤字になったから補助しましょうという形でしたが、そういうそもそも論での話ができる。

それから、出資団体については、公共施設の維持管理をするということではある意味で存在意義がありましたが、地方自治法の改正により民間でもよくなったわけですから、それらについてもどのようなあり方がいいのか検討させていただきたいと考えております。

委員： 前回の話で、何かを運営する時には人件費が高いということがありました。その時に経営主体を民間にすることで、民間企業は企業努力で提示された予算で十分やっていけるし、出すほうも 7~8 割の金額で十分やっていただけるということで、両者が納得づくでいい結果が出るというようなとらえ方をしていたものですから、こういったところも、当然市がずっとかかわっていかなければならない部分もあると思いますが、自立して独立してやっていただける部分は、そろそろ 10 年以上経ったところに関しては、と私は感じました。

市： 自主財源を持っている団体と、まるっきり公益事業で自主財源を持っていない団体とがありますので、自主財源を持って行っている団体については、それぞれ効率的な事業運営をもっとしていただいて、市からの補助金を少なくなるような形で指導していきたいと考えております。

委員： 医療公社には市からあまりお金がっていないが、公園協会や文化・スポーツ公社には何億とっている。自主財源を持っているところとおっしゃるけれども、こういうところは増収増益が図れないのでしょうか。

市： 利用料金制度ということで例えば 1 人 900 円で施設を運営してくださいとお願いしています。民間ですと、きちんと運営していれば採算が取れるのですが、きちんと運営したとしても果たして 900 円という料金設定が正しいのかどうかというところの判断が今までできかねていました。これから外部監査が入って、そういうところの関係についても調査したいという話がありますので、外部監査人からどういう形で出てくるか分かりませんが、そういうものを参考にして、これが本当に補助金なのか、経営をするために市が払わなくてはいけない負担金なのかという整理もしたいと考えています。

委員： 一市民としての願いは、「なるべくなら自立してほしい。」だけではなくて、「そこから稼いで赤字が増える市の財政に貢いでほしい。」という、そのくらいの経営を考えていただきたい。役人ができないなら民間に任せるともっと稼いでもらいたいということです。

委員： 補助金となっているから、大きな金額がっているような感じも受けてしまうくらいがあります。例えば文化・スポーツ公社は、体育館等の使用料を取ってその中でやってください

といっても、市の体育館であり、1日あたり1万円の負担でペイするからやってくださいというように市民にそんなに高額にはできないので、そういう中で料金設定しています。

そうすると、市がやろうが民間がやろうがどこがやろうが、当然それだけではやれない部分がある。だから、そういう事業を委託したのであれば、補助金というより委託金の性格になるし、その中でできないものは市の負担金の話になる。補助金ということで単に赤字補填的な補助をするというようなものがでてくると、逆にいろいろな誤解を生む要素が出てくると思います。

この施設が市の体育館であり市の公園であり、市民にどういう料金負担の中でやるのが適正なのか。そうしたら当然できない部分があるわけです。外郭団体がやろうが市がやろうがその部分を出さなくてはならないのだから、外郭団体がやれば市の委託金にする。丸々含めた委託金の中でこれだけですよ、その中で運営してくださいと。そういう会計補助をしていなければそれは補助金というよりも本来市が負担すべき金ですということを表の中で市民に分かりやすくしないと、逆に外郭団体そのものが何か大雑把な仕事をしているのではないかという誤解を招く恐れがあるから、その辺はきちんと整理をするほうがいいのではないかと。

委員： 私が言っているのは、市民生活にサービスしている体育館とかを値上げしてということではありません。例えば海浜公園やアンデルセン公園など大きな土地で遊んでいるところがあります。そこでいろいろな行事をやって、ほかの市からも呼び集めてお金を落としていってもらおうというような、そういう増収が図れないか。

市： 例えばアンデルセン公園はパスポート制を作って何度も来ていただく方を増やしたりいろいろと努力していますが、なお一層そういう形で指導に努めていきたいと思えます。

会長： 指導・監督の立場から外郭団体に経営状況の説明を求めるということは、絶えずやっているわけですね。そして議会で報告し、これらはすべて議会でとらえているのですか。

市： 法人の経営状況報告書というのがございまして、これは地方自治法の規定により、財政援助団体の議会への報告が義務付けられておりますので、毎年6月議会で各財団の財務諸表、計画書、企画書を出しております。

会長： 議会ではすべて承認されているということですね。

市： はい。これは法律で定められています。

委員： 当然議会で承認されているとすれば、効率的な運営がされているかどうか、あるいは広い意味で儲かるような事業もやっているのかどうか、そういった中身までも十分審査されているとは思いますが、一般的に外部監査制度というのは、不正行為がないかといった部分にウェイトを置いたものではないかという気がします。本当に効率的な事業がなされているのかどうか、こうすればもっと収益が上がって委託金といえますか補助金といえますか、税金で賄う部分を少なく済むのではないかとといった観点から議論されていけばよろしいのですけれども...

方向性として、今後のあり方を十分考えて効率的にやっていくというのはいいのですが、やはり人的あるいは財政的な支援を受けている団体というのは、世の中えてして親方日の丸的な運営がなされることがままありますので、ここがそうだということには思いたくはありませんが、その辺十分配慮してほしいと思えます。そういう観点からの見直しというのは十分やっていかないといけないと思えます。

市： この経営状況報告書はあくまで会計でこういうことをしましたということで議会で承認いただくもので、経営の内容はどうだったかということは、各法人の理事会で決定されるものです。その辺舌足らずで申し訳ありませんでした。

委員： ではないかと思ひまして、あえて余計な発言をさせていただきました。

会長： 情報公開されておりますので、外郭団体の現状について市民側からの反応もあろうかと思ひますが、いかがでしょうか。

市： 今のところありません。

会長： 効率的な運営ということを巡りまして意見が出されております。それを踏まえて最後にまとめるという方向で進めていただきたいと思います。

次の議題に入ります前に休憩にいたします。

(休憩)

会長： 第2議題である受益者負担の適正化について事務局から説明願ひます。

市：

(資料1に基づき、「受益者負担の適正化について」を説明)

今までのような1件審査という形であれば、またかなりの資料を用意させないと、この場ではなかなか議論がしづらいのかなと思ひます。

委員： すべてを通じた基本的考え方を打ち出せるのなら1件審査をしなくてもいいと思ひます。例えばコストの半分は受益者負担にしようということがいえるのであれば。保育についても、公民館についても…。下水道の場合はコストの半分というのは雨水と汚水というようにやるかということで、なかなか難しい…。

それからもう一つ、1件審査でないとしても、どういうものを議論すると大きく動くのか。例えば公民館の使用料を2倍にしてもたった100万円くらいしか変わらないとしたら、あまり議論しても仕様がなから。どういうところが大きく動いていくのかということをお教へていただけたほうがいいのではないかと。

市： 1個1個がすべて違うというのが現状です。例えば保育料に関していいますと、各地方公共団体とも国の求めている徴収基準ほどは取っていないという事実がございます。ただ船橋市はおおむね7割程度に抑えている。けれども他団体では75%くらいまでとっています。船橋市の保育は、かなりほかの市に比べると手厚い保育になっていることも事実です。

ご覧になった方もいらっしゃるかと思ひますが、アエラという週刊誌で、東京、神奈川、千葉あたりの近隣の保育園の特集が組まれましたが、アエラの物差しではサービスの度合いは全国2番目ということになっています。障害児保育、産休明け保育、アレルギー給食、一時保育などいろいろなメニューを取り揃えてやっているということで、コストがかかっていることも事実です。最近の園では、本来11時間開所が国で公費負担していただける金額のところを、場合によっては14時間開けているところも出てきています。

ですから、全体の受益者負担を一つの物差しでというのはなかなか難しいと思ひます。理念的なものとしては言えるのかもしれませんが、個々の話になってきますと、船橋のサービスと他団体との比較ですとか、実際にどのくらい投じられているのかとか、そういうもので1個1個の形にならざるを得ないというのが実情です。そうは言っても他市と比べるとサービスは手厚い、軽減割合もかなり大きいということも事実です。

委員： 今の話ですと、高福祉、低負担を実現しているということですが、そういうことはもう実現しないわけですね。

そのことをきちんと踏まえたくて見直すべきところは見直すということですが、例えば保育料は、所得に応じて決まっています。上限は、0歳児では国の基準で8万円台を船橋は5万円台に抑えているということで、その時に保育料が0の方から所得階層ごとに人数を当てはめていくと、おそらく上限のところが多いと思います。ということは、非常に不自然な料金体系になっているということがお分かりになると思います。所得で割っていくならば、きれいな標準偏差になることはなくても、少なくとも上限のところでぴたっと止まるようなグラフというのは、それはもう少し変えてもいいということです。明らかに余力がある人がもっといる、低減を付加したり、高福祉の保育を維持するためにはもう少し負担を求めることが可能だということを示していると思います。そういうデータをきちんと示さないと。ほかよりも少し高福祉なのだといっているだけでは説得力がないから、なぜ上げるかという時の論理をきちんと作って説明してほしいと思います。

市： 階層別の分布ですとか、所得と負担額がいくらになっているのか、そういった分析をしない限りは、なかなかご理解は得られないと思いますけれども、今日は受益者負担大きくくりの中でと考えてしまっていたものですから、個別のものに関してそこまでのデータを持ち合わせておりません。必要であれば次回に、少なくとも保育料と公民館使用料に関してはもう少し細かいデータを用意してくれというご要望であれば、用意させていただきたいと思います。

会長： できましたら是非用意をしていただいたほうがよろしいと思います。

委員： 最後に改革の方向の中で受益者負担の公平化と言っています。受益者負担の公平化というのは正しいとは思いますが、しかし、保育料、公民館、下水道を同列に扱うことは、冒頭の議論でも小型自動車競走と国民健康保険を同列に扱うことはできないと申し上げたのとまったく同じです。

保育の問題や高齢者福祉の政策というのは、市民にとって行政の福祉政策が進んでいるかどうかという判断の最も基本的な素材にもなるわけです。保育料の問題についても、今少子化対策がこれだけ叫ばれている中で、いくら保育の問題に税金をかけてもいいくらいの側面もありはしないかなとさえ思うわけです。とはいえ、やはり財政の状況もありますから、すべて税金でというわけにはいかないことはよくわかりますが、相当保育料の問題についても議論していかないと簡単には判断できないと思います。

次は公民館の使用料ですが、昨年生涯学習施設使用料等検討委員会の答申が出ましたが、市としてそれをどのように評価し、どのように考えているのかをお聞きしておきたい。

まず公民館使用料についてお願いします。

市： 「今後、使用料金の見直しを検討する際には、減免制度の一部を見直し、光熱水費の実費相当額の負担を求めることを主旨とする。」と市長に答申されています。このことは尊重したいとは考えておりますが、これが今のところそのまま進んでいないのも事実でございます。

減免制度については、1億8,000万円くらいが減免になってしまっていて本来徴収すべきお金が2,400万円くらいしか入ってきていないということで、これを尊重する意思は十分ですが、あえてこの審議会にあげさせていただいているというようにご理解いただきたいと思います。

委員： 私が保育料と公民館の使用料を同列に扱いたくない、ここで議論したくないというように申し上げたのは、保育料は保育料の問題を議論する視点があり、公民館については答申案を出すまでに相当な議論が重ねられていて、どのような問題があるのかという議論をした。将来的には考え直していかなければならない要素はあるだろう、そういう議論をした上であの答申を出

しています。相当真剣な討論をしました。私も委員の一人でしたから。基本的には尊重したいがあえてここに出したという、子どもはどのように言えばいいのかと迷っています。

委員： 行政の仕事は、快適な市民生活を提供することです。もう一つは弱者救済。ですが比率から言えば、給料をもらうたびに「またこんなに税金を引かれて。」という人の方が多い。この人たちも市民です。我々は高い税金を取られるわりに、たいした市民サービスを受けていません。税金を払えない人たちは、我々以上に市民サービスを受けています。それがだめだと言っているではありませんが、税金を取られるばかりの市民の数が多いというのも事実です。

例えば健康保険のように、高くしてしまって貧しい人たちが医者にもかかれなくなったら、命にかかわる大変なことです。保育料にしても高くして子どもを預けられない、これも大変なことです。

しかし、公民館は、今初めて聞いて驚きましたが、水光熱費ももらっていない。本当はその人たちだけ利益を受けて、高い税金を払っている私たちは使っていない、全然利益を受けていない。こんな不公平なことはありません。せめて水光熱費とそこにいる人間の人員費。部屋代は市民サービスの提供ならただにしてもいいですけど。これはもう民間の論理から言えば常識の常識です。その上に部屋代でいくら利益を乗せるかということですから。

受益者負担の適正化ということで、利益を受ける人がそれなりの負担を負うのは当たり前のことです。ただし、先程言ったように、弱者救済とか生命の危機とかいった時には別の問題になりますけれども。原則としたら、いただくものはいただいてももらわないと。全然サービスを受けていない、高い税金を払っている市民のほうがほとんどだと思ふのですよ。

やはり公平の原則を求めます。

委員： 公民館の使用料と保育料は同じレベルで話す問題ではないと思いました。私も社会教育団体の一つとして、公民館も女性センターも利用していて、減免措置を受けていますけれども、初めから使用料として負担してくださいという共通認識があれば、どの利用者もきちんとお支払いしていると思います。今まで、税金を払っているから無料に使えるというのではなく、単純に「無料だよ。」というので「無料だ。」と解釈してきているのです。

一つの例として、去年女性センターで利用者懇談会が開かれた時に説明がありました。「女性センターは暫定的に今は無料ですが、オープンして10年近く経ちますので、行政側の方向といたしましては、そろそろ有料化を考えております。」と言った時に、最初皆さんから「何でこのタイミングにですか。」というような質問が出ます。でも、きちんと「今財政難であり、すべてが削減のこういう現実をよくわかってください。」というようにご理解いただいたら、その場にいた利用者の代表の方は、皆さん納得されて、「平成15年の4月からひょっとすると有料になりますよ。」というような説明を各団体に帰ってしていただいたはずですよ。ですから私の団体でも、「あ、有料にならなかったんだ。まだゆとりがあるのか。」というような意味で解釈してしまいました。

ですから、委員として検討して下さったという公民館等の減免の見直しのことも、方向的には皆さん承知しているはずですので、きちんとそれを理解できる形で提案していただければ一番よろしいかと思ひます。

委員： 公民館の問題も、おっしゃるとおりです。「光熱水費くらいはよろしいではないですか、利用者に。」これです。これは現在設定されている基本料の20数%かと思ひましたが、額にしても大した負担ではないから、という前提ではあったはずですよ。また、利用形態もカルチャー的な利用というのが多いわけですから、そういう利用形態も含めて相当議論しました。それと保育料



は一緒に…。

委員： それは別ですよ。

委員： 今の社会情勢の中で何に行政が力を入れていくか、そこにどういってお金を出すか、それが基本ではないか。そういう中で保育料というのは、少子化ですとか福祉ですとか勤労ですとかいろいろな面で結びついて、欠かせない。ただ、最高限度額がこれでいいのかということは検討の余地があるのかなという気がします。いずれにせよ基本的にはこの問題はそういう政策的な面から考えるべきで、簡単に公平の原則だから料金値上げというところには結びつかない。

公民館は、社会教育法ができたのが昭和 24 年で、当時の社会情勢の中で、国民に文化だとかそういうものやっけていかななくてはいけない。それは民間では担い手がなく、当時は行政の仕事だったと思います。担い手がないものを市町村が肩代わりしてやっけていく。ただそれから 50 年過ぎて、そういう文化的なものは民間がいろいろな形でやっけていくし、場所も提供している。ある意味では公が社会教育を主体的にやるという時代ではないと私は思っています。前回の全部民間に任せたらとかトータルで委託したらということも含めて、社会教育主事を置いてとか指導をする人を何人も置いてというのはもう、個々の人たちが集まって相談相手になってくれといった時に初めてやればよいような社会情勢になっている。

ですから、こういうコストは利用者きちんと負担してもらおう。その分について、弱者だとかこれが足りない、こういうものやっけていこうというのであれば、そういうところへ振り向けられればよいではないか。今の社会情勢はどんどん変化しているので、それに合わせて、政策的なものではないもの、ほかでもやれるもの、ある程度の負担で参加すればよいというものについては、きちんとした料金体系を取ってやればよいのではないかと。

委員： もう一つ保育園について言わせていただきたい。弱者救済、少子化防止はいいのですが、赤字の財政から垂れ流しで入れればいいのかという問題ではないと思います。保育園を経費の削減、例えば民営に移すとか、そういう経営努力をしてもらわないと、弱者の名においてお金の使い放題というのでは、税金を払う我々としてはたまりません。

会長： 時間がかかり過ぎましたので、まだ十分ご意見が出尽くしているわけではありませんが、改革の方向としては同じですけれども、保育料と公民館使用料は切り離して意見書を作成するように願います。

それから、本日の議論をもう少し密度の高いものにしていくためにいくつかの資料が要求されていますが、間に合えばできるだけ早く各委員に送付していただく、できなければ次回の会議の時に、あるいはその 1 週間前に、次の議題と絡み合わせた形で資料をお送りいただくということをお願いします。

積み残したものは次の会議にまわして、本日はこれで閉会いたします。

(閉会)